

# 中間貯蔵施設の進捗状況について

平成27年3月  
環境省除染チーム

## 中間貯蔵施設に係る経緯(平成26年9月以降)

時期	内容
平成26年 9月1日	<u>福島県知事より中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、両町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨を国に伝達。同時に県から搬入受入れまでに5項目について確認を求められた。</u> <u>同日、安倍総理と知事・両町長が面会、知事から同様の内容を報告。</u>
9月末～10月	<u>地権者説明会を開催(全12回(福島県内9回、県外3回))。</u>
10月～11月	<u>県外最終処分の法制化等に対応する「日本環境安全事業株式会社法(JESCO法)」の改正案を10月に閣議決定し、国会提出。11月成立、12月施行。</u>
11月～1月	<u>11月、輸送基本計画のとりまとめ。12月、関係機関からなる輸送連絡調整会議において、輸送実施計画案を提示。1月26日に輸送連絡調整会議を行い、これを踏まえ、1月28日に輸送実施計画をとりまとめ。</u>
11月末～1月	<u>中間貯蔵施設保管場(ストックヤード)工事の発注を公告。1月に契約を締結。</u>
12月～1月	<u>大熊・双葉両町が中間貯蔵施設の建設を受入。</u>
平成27年 1月16日	<u>中間貯蔵施設への搬入開始見通しについて公表。「順調に進めば、2月早々にも保管場の整備工事に着手し、福島県からの5項目の確認事項が確認された場合には、東日本大震災から5年目を迎えるまでには、パイロット輸送による土壌等の搬入が開始できるよう全力で取り組む」旨を公表。</u>
2月3日	<u>保管場(ストックヤード)工事に着手。</u>
2月8日	<u>環境大臣と復興大臣が福島県知事に対し、搬入開始に当たって確認が必要な5項目に係る取組状況等を説明。</u>
2月25日及び 27日	<u>25日に、環境・復興両大臣が福島県知事と面会し、県知事・両町長から、搬入受入れが伝達。同日、両町から搬入開始を3月12日以降にすること、彼岸の墓参に配慮することを申入れ。これを踏まえて、環境大臣が3月13日から搬入を開始すること、3月18日から24日までの間は保管場の整備工事及び搬入を一時停止することを公表。</u>
3月13日	<u>大熊町の仮置場から搬入を開始。</u> <u>双葉町については、搬入開始を13日から25日に延期してほしいという要請を受けて、3月25日から開始することとした。</u>

### (1) 県外最終処分の方案の成立について

- ・「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」との国の責務等を規定した日本環境安全事業株式会社 (JESCO)法の一部改正方案が昨年11月成立、12月に施行。

### (2) 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度について

- ・26年度補正予算で「中間貯蔵施設等に係る交付金」1,500億円及び、「原子力災害からの福島復興交付金」1,000億円を措置、2月3日に成立。27年度予算案に「福島特定原子力施設地域振興交付金」を計上。
- ・いずれの交付金も、地域のニーズに応じた広範な事業に活用可能。

### (3) 国による搬入ルートの維持管理等及び周辺対策の明確化について

- ・「輸送基本計画」(26年11月)及び「輸送実施計画」(27年1月)に基づき道路交通対策を実施。

### (4) 施設及び輸送に関する安全性について

- ・施設については、国の検討会での検討結果を基に、安全に貯蔵を行うために必要となる事項を施設に係る指針等として整理し、県の専門家会議でご意見をいただいた。今後、これらに基づき施設建設等を実施。
- ・輸送についても、関係機関から構成される輸送連絡調整会議での調整を経て、県の専門家会議でご意見をいただき、「輸送基本計画」をとりまとめた。さらに、同計画に基づきとりまとめられた「輸送実施計画」等に基づき、安全かつ確実に実施。

### (5) 県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意について

- ・環境省が施設の建設や管理運営及び土壌等の収集運搬の安全確保に万全の措置を講ずること、県及び大熊町・双葉町はそれを確認し、必要に応じて建設・搬入停止を含めた措置を求め得ること、地域住民を含めた者で構成される環境安全委員会を設置すること等を内容とした協定案をとりまとめ。

### (6) その他

- ・特措法施行前に緊急的に実施された学校等の除染土壌等について、実態を踏まえ中間貯蔵施設に搬入。
- ・ため池の放射性物質対策等で生じた土壌等のうち、線量が高い等の理由により、中間貯蔵施設以外での処理困難なものについても、状況を把握し関係機関間で整理を行った上で、施設に搬入。

# 中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する 協定書の概要

中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保等を目的とする福島県、大熊町・双葉町、環境省との間の協定  
環境省が中間貯蔵施設の建設・管理運営・土壌等の収集運搬の安全確保に万全の措置を講じ、福島県、大熊町・双葉町はその取組を確認

環境省

## 中間貯蔵施設の建設等の 安全確保に万全の措置

- ・関係法令等の遵守 第1条
- ・安全確保の方針策定、事業者の指導・監督 第3条
- ・モニタリングの実施・公表 第4条
- ・防災体制の充実・強化 第5条
- ・情報の公開 第13条
- ・最終処分に必要な措置、跡地利用の協議 第14条

事業方針の事前説明 第2条

進捗状況の定期報告 第6条

異常時における連絡 第7条

立入調査・状況確認 第8・9条

措置要求(建設・搬入停止等) 第10条

監視・助言 第12条

福島県、大熊町・双葉町

中間貯蔵施設の建設等の  
安全確保の取組を確認  
(必要な際は措置を要求)

環境安全委員会

- ・ 中間貯蔵施設の建設等の状況等を監視し、環境の保全その他の安全の確保について助言
- ・ 学識経験者、福島県、大熊町、双葉町、地域住民で構成

# 中間貯蔵施設の保管場(ストックヤード)工事の概要

## 【目的】

中間貯蔵施設の具体的な配置図に沿った本格工事が始まるまでの間、施設予定地内に除染土壌等を一時的に保管する保管場(ストックヤード)を整備する。

大熊町・双葉町で同程度の規模の施設を建設する。

## < 第一弾保管場工事の概要について >

## 【敷地規模】

大熊町・双葉町でそれぞれ3万平方メートル  
(保管場のほか、受入スペースや管理事務所等を含む)

## 【保管容量】

大熊町・双葉町でそれぞれ1万立方メートル



図 保管場の作業について

## 【主な作業内容について】

- 線量低減措置(除染) → 土壌等保管場の設置に際して、当該保管場及び周辺域(道路を含む)の除染を実施する。
- 道路補修工 → 中間貯蔵予定地内の道路等の補修工事を実施する。
- 敷地内整備工 → 除染実施後、敷地内を造成するとともに、スクリーニング施設等を設置する。
- 土壌等保管場整備工 → 仮置場に準拠した設備を設置する。
- 除染土壌等の輸送 → 仮置場等に保管されている除染土壌等を搬出し、保管場へ搬入・定置

# 中間貯蔵施設への輸送(パイロット輸送)について

- ・大量の除去土壌等を輸送する本格輸送に向け、安全かつ確実に実施できることを確認するため、パイロット輸送を概ね1年間実施。
- ・パイロット輸送の段階から、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、モニタリング等を行い、安全かつ円滑な輸送を実施。
- ・パイロット輸送では、各市町村からそれぞれ1,000立方メートル程度を輸送。

## ◆ 運行計画の策定等

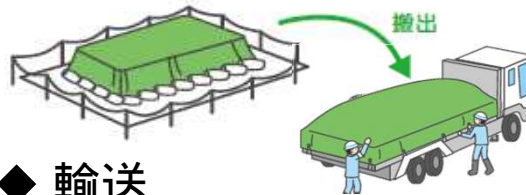
輸送の実施に当たっての具体的な作業計画である運行計画を搬出自治体等と必要な調整をして作成。  
また、運転手等へ教育・研修を実施。

## ◆ ルートの設定

輸送に用いるルートは、予め設定。輸送には、高速道路を積極的に利用。

## ◆ 積込・搬出

搬出作業は周囲の環境に配慮して行うとともに、散乱したり漏れたりしないような荷姿を確保。



## ◆ 輸送

輸送中は、輸送物を全数管理し、輸送車両の位置を全数把握。

## ◆ 事故への対応

万が一の事故に対応する体制を整え、いざというときには迅速に対応。

## ◆ モニタリング

輸送に伴い生活環境への影響や放射線量の上昇などがないかモニタリングし、結果を公開する予定。

パイロット輸送の実施・検証を通じて、本格輸送に向けた準備を進める

# 福島県内における除染実施地域と 中間貯蔵施設予定地の位置関係

